



◆ 介護保険事業計画の策定について

新しい事業計画を策定しています

介護保険法では、市区町村ごとにどのサービスがどれくらい必要で、どういった整備が必要なのか、またそのためには保険料をいくらに設定するかなどを盛り込んだ『介護保険事業計画』を、3年ごとに策定することになっています。わたしたちの町でも、第4期（平成21～23年度）の事業計画策定の最終段階に入っているところです。



今回の制度改正について

①被保険者保険料負担率の変更

第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料負担は、これまでの第3期においては保険給付全体の約19%でしたが、制度改正により第4期では約20%の負担になります。

②介護報酬の改定

介護従事者の処遇改善のため、平成21年度からおおむねプラス3.0%の介護報酬改定が予定されています。しかしながら、国において、介護報酬改定による保険料の上昇を段階的に抑制する措置を講じることとされています。



保険料の算定について

介護保険料は、制度改正と『介護保険事業計画』の中で見込まれた介護保険サービス利用額などを考慮して3年ごとに基準額を設定します。そして、その基準額をもとにした個人の保険料は、毎年の世帯の課税状況や本人の所得に応じて6段階のいずれかに決まります。

平成21年度からの保険料について

平成21年4月からの保険料は、これまでと同額で下記のとおりとなる予定です。

保険料段階	月 額	年 額
第1段階	2,250円	27,000円
第2段階	2,250円	27,000円
第3段階	3,375円	40,500円
第4段階（基準額）	4,500円	54,000円
第5段階	5,625円	67,500円
第6段階	6,750円	81,000円



高齢者の元気なまち

できるかぎり介護の必要な状態にならないよう、あるいは状態が重度化しないよう、介護予防に取り組み、同時に介護保険サービスにかかる費用の抑制を目指します。